

# 離婚届を提出されるかたへ

届出の際には、届出に来られるかたの「本人確認書類（免許証など顔写真付きの公的機関発行のもの）」と「印鑑」をお持ちください。代理のかたが来られる場合は代理のかたの本人確認書類が必要です。本籍が中能登町以外のかたは「戸籍謄本」をご持参ください。

月曜日～金曜日 8:30～17:15 は行政サービス庁舎 住民窓口課で受付しておりますが、夜間や土日祝日は総務庁舎のみ受付となります。夜間や土日祝日は書類をお預かりすることはできませんが、翌平日に審査した結果、書類に不備があった場合、その他の手続きがある場合は後日再来庁していただくことがあります。

**離婚届を書く際には「消えるボールペン」を使用しないでください。**

離婚届提出後の戸籍謄本が発行できるようになるまでには、2週間程度かかることがあります。

次に該当する場合は手続きが必要です。

対象者	必要な手続き
離婚後氏（姓）が変わるかた	離婚届を提出すると、婚姻時に氏が変わった人は婚姻前の氏に戻ることになります。 氏が変わった人で、個人番号カード・住民基本台帳カード等をお持ちの方は、カードをお持ちのうえ変更手続きが必要です。（写真が付いていない場合は、顔写真付きの公的機関発行の身分証明書などもお持ちください。） <b>（問い合わせ先）住民窓口課 住民担当 ☎72-3132</b>
離婚後も婚姻中の氏（姓）を名乗りたいたかた	離婚届を提出すると、婚姻時に氏が変わった人は婚姻前の氏に戻ることになります。婚姻中の氏を離婚後も名乗りたい場合は「離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法77条の2の届）」が別途必要です。 <b>（問い合わせ先）住民窓口課 住民担当 ☎72-3132</b>
中能登町を転出するかた 中能登町内で住所が変わるかた	住民異動届を提出してください。 個人番号カード・住民基本台帳カード等をお持ちの方は、カードを持参してください。（写真が付いていない場合は、顔写真付きの公的機関発行の身分証明書などもお持ちください。） <b>【注意】離婚届だけでは住所は変わりません</b> <b>（問い合わせ先）住民窓口課 住民担当 ☎72-3132</b>
中能登町ですでに印鑑登録されているかた	離婚届により、氏（姓）が変更になったかたで、氏（姓）で表された印鑑で登録されていたかたは登録抹消となります。印鑑登録証（カード）を返却してください。 新しい氏（姓）で登録の必要なかたは、改めて申請してください。無料で印鑑登録証（カード）を交付いたします。 <b>（問い合わせ先）住民窓口課 住民担当 ☎72-3132</b>
中能登町の国民健康保険に加入しているかた または、加入するかた	加入しているかた…住所・氏名などが変更になったかたは、新しい保険証を発行します。 加入するかた…社会保険などの扶養から外れたことがわかる証明書・印鑑・新しい世帯主および変更する方の個人番号のわかるものをお持ちの上、手続きください。 *前配偶者の社会保険の扶養から外れたかたで、ご自分の社会保険、もしくは扶養になれないかたは、国民健康保険に加入する必要があります。 <b>（問い合わせ先）健康保険課 ☎72-3129</b>

※お子さんがいらっしゃるかたは裏面もご覧ください。

# お子さまがいらっしゃる場合の手続き

## 【子の親権者】

未成年のお子さんがある場合、離婚届出時に離婚後の親権者を定めなければなりません。離婚届の「父（母）が親権を行う子」欄を記入してください。

（問い合わせ先）住民窓口課 住民担当 ☎ 7 2 - 3 1 3 2

## 【子の氏の変更】

お子さんは親権者となった父（母）の離婚後にできた新しい戸籍に自動的について行くことはありません。別の戸籍となったお子さんを親権者と同じ戸籍に入れるためには、家庭裁判所で「子の氏の変更許可」（婚姻中の氏を称する戸籍の場合も裁判所の許可を要する）を得てから「入籍届」をする必要があります。

また、個人番号カード・住民基本台帳カード等をお持ちの場合、変更の手続きが必要となる場合がありますので、カードをご持参ください。

例えば・・・父母が離婚後、母が新戸籍を作って親権者を母に定めたとしても、子は父の戸籍に残ったままです。母の戸籍に入れたい場合には家庭裁判所の許可が必要です。

（問い合わせ先）住民窓口課 住民担当 ☎ 7 2 - 3 1 3 2

## 【児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費】

母子（父子）家庭になると受けられる児童扶養手当とひとり親家庭等医療費という制度があります。

これらの手続きは、離婚届の提出、住民票の異動（世帯分離は不可）、健康保険の扶養変更（手続き中で可）をおこなってからになります。

（問い合わせ先）

- ・児童扶養手当 …………… 健康保険課 子育て支援室 ☎ 7 2 - 3 1 3 4
- ・ひとり親家庭等医療費 …………… 健康保険課 ☎ 7 2 - 3 1 2 9

## 【児童手当について】

父母の離婚によって受給者が変わる場合は「受給事由消滅届」又は「認定請求書」を提出していただきます。（受給者が公務員の場合は手続きが異なります。）

児童手当の詳しい内容についての問い合わせ先は次のとおりです。

（問い合わせ先）

- ・児童手当 …………… 健康保険課 子育て支援室 ☎ 7 2 - 3 1 3 4